

## 木津川市の発注業務に係る職員行動指針

令和 6 年 8 月 7 日  
木 津 川 市

### 1 目的

この行動指針（以下「指針」という。）は、木津川市における発注業務に関し、職員が関係法令等を遵守するとともに、職員倫理の保持及び公正な職務執行の確保の観点から、職員に求められる姿勢や心構えを示し、適正な事務執行を図ることを目的とする。

注) 関係法令等とは、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）、木津川市職員倫理条例（平成 19 年条例第 38 号）、木津川市職員倫理規則（平成 19 年規則第 22 号）、木津川市職員に対する働きかけに関する取扱要綱（平成 23 年訓令第 9 号）等をいう。

### 2 定義

- (1) この指針において「職員」とは、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 3 条第 3 項第 1 号又は第 1 号の 2 に規定する特別職に属する常勤の職員、同法第 3 条第 2 項に規定する一般職に属する常勤・非常勤の職員とする。
- (2) この指針において「発注業務」とは、設計図書等の作成、予定価格及び最低制限価格等の作成、契約の方法の選択、入札参加要件の設定、指名業者の決定、契約相手方の決定など、本市が行う契約全般に関する業務とする。
- (3) この指針において「事業者等」とは、木津川市職員倫理条例（平成 19 年条例第 38 号）第 2 条第 1 項第 4 号及び同条第 2 項に規定する者とする。

### 3 職員の心構え（倫理原則）及び責務

職員は、本市における発注の多くが地域の経済活動や市民生活の基盤となる社会資本の整備を行うものであることを自覚するとともに、発注業務に関しては市民の疑惑を招くことのないように入札関係法令等を遵守し、常に公正な職務の執行と透明性の確保に努めるものとする。

注) 入札関係法令等とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成 14 年法律第 101 号）等をいう。

### 4 秘密の保持

- (1) 職員は、落札前における予定価格（非公開又は公開前の予定価格をいう。）、競争入札参加業者名その他の発注業務に関する秘密を保持しなければならず、職員以外の者にこれを教示若しくは示唆をし、又は発注業務の目的以外の目的のために利用してはならない。
- (2) 職員は、秘密に関する書類（その写し及び記録媒体を含む。）を市の組織外に持ち出し、送付（電磁的方法によるものを含む。）をし、その他これに類することを行ってはならない。

## 5 事業者等との面談等の規制

職員は、常に木津川市職員倫理規則（平成 19 年規則第 22 号）第 5 条に規定する禁止行為に抵触することのないよう常に自らを律し、事業者等と面談等を行う際は、業務執行の公正さに対する市民の疑惑や不信を招かないよう、次のとおり行動するものとする。

- (1) 職員は、発注業務の公正な実施のため、常に、事業者等との面談等については、業務上、必要がある場合において行うものとし、市民の疑惑や不信を招かないよう、必要最小限の対応にとどめるものとする。

また、事業者等と面談等を行う際は、原則として受付カウンター等オープンな場所でなるべく複数の職員により対応するものとする。

- (2) 職員は、発注業務の公正な実施のため、業務を起案する段階から契約の相手方が決定するまでの間は、木津川市工事等競争入札心得第 9 条の規定によるほか、当該業務に關係する事業者等と面談等を行ってはならない。ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。

ア 入札公告に定める必要な手続を行う場合

イ その他、入札を円滑に実施する上で、発注者がやむを得ないと判断する場合

- (3) 発注業務に關係する事業者等からの問い合わせ等については、対応窓口を入札担当課に一本化することとする。

また、入札担当課以外へ来訪や問い合わせ等があった場合は、必ず、入札担当課へ案内するなどし、対応窓口以外では対応を行わないこと。

なお、随意契約については、業務を所管する担当課において適正に対応するものとする。

- (4) 職員は、事業者等と面談等を行った内容について、必要に応じて、適宜、記録等を行うなど、発注業務の透明性の確保等に努めるものとする。

## 6 不当な働きかけに対する対応

職員は、事業者等から、木津川市職員に対する働きかけに関する取扱要綱（平成 23 年訓令第 9 号、以下「働きかけ要綱」という。）第 3 条に規定する働きかけのほか、不当な働きかけに該当すると思われる行為を受けた場合は、働きかけ要綱第 5 条の規定に基づ

く報告書の作成や対応方針に係る協議及び対応等を行うこととする。

また、決裁を受けた報告書で重要なものについては、木津川市建設工事等競争入札業者選定会にその写しを送付するものとする。

注) 上記の「不当な働きかけに該当すると思われる行為」とは、次に掲げるものをいう。

- ・特定の事業者等の競争入札への参加又は不参加を依頼する行為
- ・特定の事業者等の受注又は非受注を依頼する行為
- ・公表前における予定価格又は最低制限価格に関する情報の漏洩に該当する行為
- ・公表前における入札参加者に関する情報の漏洩に該当する行為
- ・特定の事業者等への便宜、利益若しくは不利益の誘導又は談合につながるおそれのある行為
- ・その他、発注業務全般に関して手続の公正を害するおそれのある行為

## 7 執務環境の整備等

職員は、秘密の漏洩の防止を図り、適正に発注業務を実施するため、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 執務室への出入りに制限を加える等、適宜、秘密保持のための必要な対応に努めること。
- (2) 職場内の整理整頓や厳正な文書管理の徹底を図り、設計から完成まで複数の職員による確認を行い、チェック機能を高めること。